

本校は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号、平成 25 年 6 月 28 日公布、9 月 28 日施行）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）、「千葉県いじめ防止基本方針」（千葉県・千葉県教育委員会平成 26 年 8 月 20 日）に基づき、いじめに関する対策を以下に定める。

## 1 いじめ防止の基本方針

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### 【補足】

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ②「児童等」とは児童又は生徒を指し、以下「生徒」とする。
- ③「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人間関係があるものを指す。
- ④「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

### （2）いじめの基本理念

「いじめ」は、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に対して「いじめ防止等のための対策」が必要であるということを全教職員で共通理解する。生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような学校環境づくりを目指すとともに、「いじめ」が認知された場合にはこれを放置せず、「いじめ」を受けた生徒の生命及び心身を保護することを最優先とする。

- ア いじめは人権侵害行為であり、決して許される行為ではない。
- イ いじめを行った生徒に対しては毅然とした態度で臨み、丁寧で粘り強い指導を行う。
- ウ いじめられている生徒にも問題があるという誤った認識を持たない。
- エ いじめは仲の良い仲間や集団で起きることが多い。
- オ いじめは被害者側にも加害者側にも成り得、過去に経験してきた生徒も多い。
- カ いじめの行為の態様によっては、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- キ いじめの防止や対応には保護者との連携、地域や関係諸機関との連携が大切である。

### （3）学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域の方々、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。また、「いじめ」が行われていたときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

- ア 未然防止（いじめを生まない土壌づくり、いじめ防止指導計画）
- イ 早期発見（生徒との信頼関係、日々の生徒観察、情報の共有）
- ウ 早期対応（組織的な対応、事実確認と情報の共有、重大事案の際の対応と判断、保護者や関係機関との連携、当該生徒及び周囲の生徒への指導）

## 2 未然防止

学校やホームルームにおいて好ましい人間関係の構築を目指すとともに、豊かな心を醸成する。学校として「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示し、学校内外から暴力や暴言を排除し、命や人権を尊重する精神を養う教育を実践する。

### (1) ホームルーム経営

ホームルームを通じて、生徒が日常の生活や学習に意欲的に取り組もうとする態度の育成に努めるとともに、生徒の自発的な活動を育てる。特に、ホームルーム活動や学校行事で仕事の分担や連帯感を体験させ、諸問題の解決や集団での合意形成について学ばせる。

### (2) 心の通った生徒指導

生徒が問題を抱えている場合は、その状況を理解しながら優しさと厳しさを持って指導にあたり、問題解決に向けて導いていくことが必要である。そのために、生徒と向き合う時間を積極的に設けること、相談しやすい雰囲気を作ることに配慮する。また、生徒指導においては家庭との連携を大切にする。

### (3) 道徳教育、人権教育等を通して規範意識、集団の中での心遣いや協調性等を養わせる。

「道徳教育」・・・教科（特に総合的な学習の時間）、LHR 等において実施する。

「人権教育」・・・「高校生の心豊かに生きる力を育成する取組」の一環として実施する。

### (4) ネット利用における注意の喚起

ネット利用（メール、ブログ、ライン等）における安易な利用やトラブルがいじめのきっかけになる事例が増大していることを踏まえ、情報モラルに関する教育を行う。

「情報モラル教育」・・・全校生徒に対して年 1 回以上実施し、日常的にも LHR や学年集会等で定期的に生徒に指導を行う。面談の機会や配布物を通じて保護者に対しても注意を促す。

### (5) 自己肯定感の育成

生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開や、HR 活動、生徒会活動、部活動等を通して「できるようになった」「役に立った」「認められた」という経験をさせ、生徒の自己肯定感を育てる。

### (6) 生徒の自発的活動の支援

「いじめ防止」に関する活動（呼び掛け、ポスター掲示等）を生徒主体の活動として推進する。

### (7) 教員の「いじめ防止」への意識

教員の言動や行動がいじめを誘発、助長、黙認するようなことがないように十分に注意し、常にいじめ発生への危機感を持つように心がける。過度の競争意識や勝利至上主義等が生徒のストレスを高めいじめを誘発することがあるため十分注意する。また、発達障害をもつ生徒がいる場合には、日頃から周囲の生徒との関係に気を配っておく必要がある。

日頃から校内における相談体制の整備、組織的な対応等のチェックに努め、いじめ発生時には迅速で適切な対応ができるよう心がける。教員研修を実施し、いじめの認識と対応への共通理解を図る。

### (8) 地域や関係機関との連携

恒常的に連携を深め、定期的に情報交換を行う。

東部地区地域連絡会、ミニ集会、松戸地区生徒指導連絡協議会、中高連絡協議会

千葉県教育委員会、松戸市教育委員会、児童相談所、松戸警察署 近隣の小中学校、近隣住民 他

### 3 早期発見

いじめは、教員や大人の目の届きにくい所で発生するが、早期発見は深刻な状況になることを防ぎ、早期解決につながりやすい。したがって、生徒の小さな変化を見逃さず、教員間で情報を共有していくことが大切である。

#### (1) 生徒観察の重視

教員が日頃から授業、学級活動、課外活動等において、生徒の些細な言動や行動などから生徒の様子を観察し、生徒の変化を察知するように努める。また、生徒のネット利用においても他人を誹謗中傷するようなことが書かれていないか注意する。気になることが発見された場合には、軽微と思われることであっても表面的な判断で片付けずに、他の教員と情報を共有して注意深く見守り、適切な対応を行う。

#### (2) 個人面談、教育相談の充実

個人面談の機会を設けることにより、悩みや心情、抱えている問題などを把握するように努める。また、教育相談担当職員がいることを生徒に広く浸透させ、いつでも相談できることを伝えておく。生徒との話の中で何か気になることがあれば組織的に情報を共有し、いじめの有無に注意する。

#### (3) 生徒との信頼関係

教員は「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度を示し、日頃から生徒との信頼関係を築き、生徒が相談しやすい雰囲気醸成しておくように努める。また、いじめを発見したときは通報することが正しい行為であることを、千葉県「いじめ0宣言」の「はなす勇氣」等から認識させておく。

#### (4) いじめ調査アンケートの実施

定期的に（少なくとも学期に1回）、いじめ調査アンケートを実施し、いじめの実態についての調査を行う。実施期日、調査項目、記名の有無、回収の仕方等はその都度検討して最良の方法で行う。調査アンケートにより生徒から何らかの報告があった件については、報告をした生徒への配慮しながらも迅速に状況の確認をする。一方、全く報告がない場合も「いじめがない」という認識を持たないように注意する。また、いじめ調査アンケートの実施は、「学校としていじめに取り組んでいる」という姿勢を生徒に伝えるという意義があり、アンケートをきっかけに生徒から口頭等で何らかの情報や相談がもたらされる可能性があることも意識しておく。

#### (5) 校内における教員の連携

担任や一部の教員が情報を抱えるのではなく、生徒の情報を共有し、いじめの可能性のある情報を得た時には「いじめ防止対策検討委員会」を主体として、組織的にいじめの調査と解決に取り組む。

#### (6) 保護者との連携

いじめの発生（認知）に関わらず、日頃から保護者と連携を図り、家庭での生徒の様子や変化等について把握するように努める。

#### 【早期発見に向けてのチェックポイント 1】

《いじめの発生が危惧される様々なサイン》

- ア 学校を休みがちになる。（欠席や遅刻が増えた）
- イ 授業中に体調不良を訴えたり、トイレに行くことが増える。
- ウ 友人関係や友人グループに変化がある。
- エ よく物をなくすようになった（物を隠されたり、壊されたり、盗まれたりする）
- オ 身体に傷があったり、服が汚れていることが増えた。
- カ よくからかわれている。（俗に言う「いじられキャラ」という自覚で我慢している）
- キ 遣い走りやさせられたり、清掃や係の仕事を押し付けられている。
- ク 金銭的なやり取りがある。（金銭の貸し借りやおごったりおごられたりがある）
- ケ 原因不明の頭痛、腹痛、食欲低下などの身体症状が出ている。

## 【早期発見に向けてのチェックポイント 2】

### 《いじめの特徴》

- ア 教員や保護者など大人の気づきにくい所で行われる。
- イ クラス集団で発生することが多い。(被害者と加害者が同じクラスにいるケースも多い)
- ウ ネット環境を通しての誹謗中傷やウソの書き込み、情報の不適切な掲載等が拡大している可能性がある。
- エ いつも一緒にいる仲の良い集団で発生しやすい。
- オ なれあい関係の強い集団では発生しやすく、いじめへの抑制効果が弱い。
- カ 心理的ないじめ(ネットいじめ、仲間はずれ、無視等)が多い。
- キ 加害者側を容認してしまう周囲の人間関係(傍観者)が存在する。
- ク 被害者はプライドを守ろうとする。(嫌われたくない、仲間でありたい、心配されたくない)
- ケ 被害者は自尊感情を深く傷つけられ、自信を喪失して自分を責めることがある。

## 4 早期対応

いじめが認知された際には被害者の保護を最優先とし、「いじめ防止対策委員会」を中心とする組織的な指導体制で、正確な実態把握に努め迅速かつ適切に対応する。必要に応じて外部機関との連携を図りながら、問題の早期解決に取り組む。重大事態発生場合には、迅速に警察や少年サポートセンターへの通報を判断するとともに、校長を通じて千葉県教育委員会学校安全保健課などの関係機関への報告、連絡を行う。

### 【重大事態】

重大事態とはおよそ次のような内容を指す。ただし、被害者側の状況をよく把握し判断をする。

- ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。(自殺未遂、重大な傷害、金品の重大な被害、精神性の疾患の発症など)
- イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき。(不登校の定義より年間 30 日を目安。または一定期間の連続した欠席)

### (1) 正確な実態把握

被害者、加害者及び関係者から実態を聞き取り、正確な事実関係を確認する。いじめは被害者、加害者双方だけでなく、他の生徒が関与したり、長い期間に渡って行われていることがあるため、第三者からも情報を集め、全体像を十分に把握する。得られた情報は時系列に添って記録に残し共有する。

### (2) 指導方針の決定

重大な事案であるかどうかを見極め、指導方針を決定する。職員の指導方針への共通理解を図り、対応への役割分担等を行う。また、必要に応じて関係機関への相談や連携を図る。

### (3) 保護者との連携

保護者に明らかになった事実関係について正確で丁寧な説明をし、具体的な対応について伝え、早期解決に向けて連携を図る。

### (4) 被害者への指導

被害者を保護し、不安や心配を取り除くことを最優先とする。担任や教育相談担当職員が中心となり、不安解消と心の安定に向けての指導を継続的に行っていく。カウンセラーや関係機関との連携も視野に入れ、被害者にとって適切なサポート体制を立ち上げる。

### (5) 加害者への指導

いじめは人権侵害行為であることを十分に理解させるとともに、自己肯定感を育て、集団のなかでの

より良い人間関係作り、信頼関係の構築に向けての指導を行う。また、加害生徒がそのような行為に及んだ背景にある原因についても改善を図り、カウンセラーや関係機関との連携も視野に入れる。指導の手段として特別指導を行うことがある。なお、重大事態発生の場合は、懲戒処分を検討する。

#### (6) 一般生徒への指導

一般生徒に対して「いじめは人権を侵害する許されない行為」であることを認識させる指導を行い、再発防止に努める。指導の形態は、HR、学年集会、全校集会等を状況に応じて検討する。

### 5 いじめ防止年間指導計画

|      |                                              | いじめ防止対策委員会                              | 未然防止                              | 早期発見                     |
|------|----------------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 1 学期 | 4 月                                          | 本年度の計画・方針<br>いじめ防止啓発強化月間<br>いじめ・相談窓口の提示 | L HR・学年集会<br>HR や学年を中心に<br>人間関係作り | 年度当初の生徒観察<br>や生徒面談       |
|      | 5 月                                          |                                         |                                   |                          |
|      | 6 月                                          | 保護者面談週間<br>(保護者向け啓発)                    | 1 年生 道德教育                         | 保護者面談週間                  |
|      | 7 月                                          | アンケート調査実施                               | 人権教育<br>全校集会、学年集会                 | いじめ調査アンケート               |
|      | 8 月                                          |                                         | 夏季休業中の心得                          |                          |
| 2 学期 | 9 月                                          |                                         | 文化祭、体育祭を通じ<br>ての協力性や連帯感<br>の育成    | 生徒面談<br>日常の生徒観察や<br>生徒面談 |
|      | 10 月                                         |                                         |                                   |                          |
|      | 11 月                                         |                                         |                                   |                          |
|      | 12 月                                         | アンケート調査実施                               | 全校集会、学年集会<br>冬季休業中の心得             | いじめ調査アンケート               |
| 3 学期 | 1 月                                          |                                         |                                   | 日常の生徒観察や<br>生徒面談         |
|      | 2 月                                          |                                         |                                   |                          |
|      | 3 月                                          | アンケート調査実施<br>本年度の反省・課題                  | 情報モラル教育<br>全校集会、学年集会              | いじめ調査アンケート               |
|      | 職員研修<br>生徒の自主的活動(生徒会、委員会等)<br>L HR、総合的な学習の時間 |                                         |                                   |                          |

### 6 相談窓口

#### (1) 校内

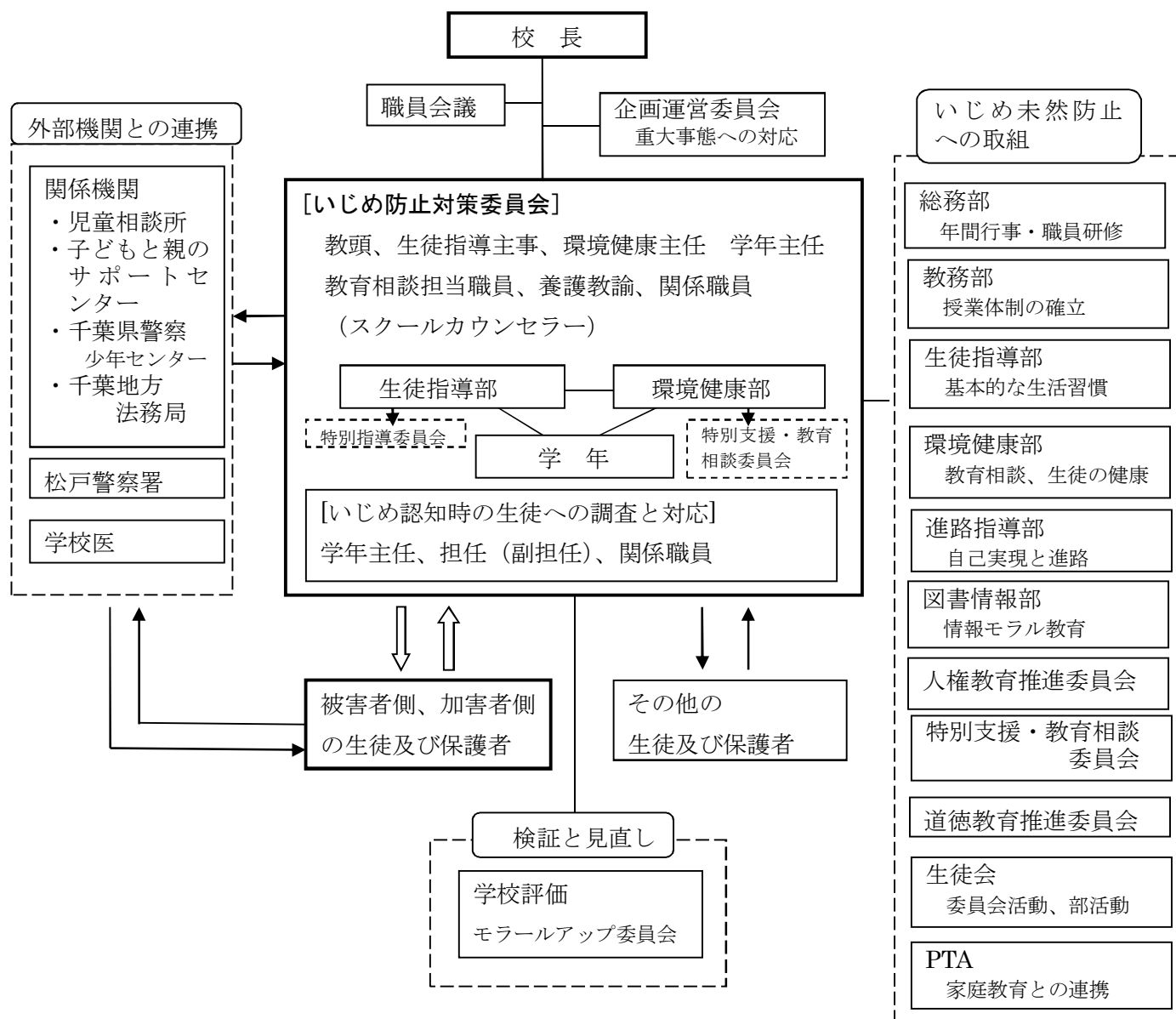
- ア 教育相談担当職員
- イ スクールカウンセラー

#### (2) 外部

- ア 千葉地方法務局 子どもの人権 110 番 0120-007-110
- イ 千葉市こころの健康センター こころの傾聴電話 043-204-1583
- ウ 子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

## 7 いじめ防止対策に関する校内組織

協働的な生徒指導（指導・相談）体制を有し、状況に応じて柔軟な対応をする。



### 校内における基本的な報告・連絡の流れ

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

※柔軟かつ臨機応変に対応する。

「いじめ防止対策委員会」の招集

### 重大事態の発生時の関係機関への報告・連絡

校長 → 学校安全保健課 → 教育長 → 知事

043-223-4089

→ 指導課（二報以後の対応）

※緊急時には臨機応変に対応する。必要に応じて警察等の関係機関に通報する。

## 8 その他

(1) いじめ防止基本方針についてはホームページ上で公開する。

(2) 取組については、「学校評価」等を参考にして、いじめ防止対策委員会を中心にして反省と見直しを行う。